

厚生労働省岩手労働局発表
令和4年11月29日（火）

【照会先】 岩手労働局雇用環境・均等室
室長 渡邊 拓
室長補佐 菊池 利之
電話 019-604-3010

報道機関各位

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です 県内に「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します！

厚生労働省では、12月を「職場におけるハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進することとしております。

その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。有識者による基調講演や「中小企業の事例に見る、ハラスメント対策の実務」と題してパネルディスカッションを行います。以下の応募フォームにて申込みください。参加は無料です。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

また、岩手労働局（局長 いなはら としひろ 稲原 俊浩）では、事業主へハラスメント防止措置を行うよう働きかけていくとともに、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設することとします。

1 開設期間

- ・令和4年12月1日（木）から令和4年12月28日（水）まで（土日を除く）

相談時間 8:30～17:15

2 開設場所

- ・岩手労働局雇用環境・均等室
- ・労働基準監督署内の「総合労働相談コーナー」（盛岡、宮古、釜石、花巻、一関、大船渡、二戸）

3 主な相談内容

- ・職場におけるパワーハラスメント
- ・セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント
- ・取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）
- ・就職活動中の学生へのセクシュアルハラスメント
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がらせ

【別紙1】

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

【別紙2】

岩手労働局は「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています！

みんなで

NO ハラスメント



シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、
二次元バーコードまたは下記サイトフォームからお申し込みください
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



パワハラ防止措置が全企業で義務化されました。

パワハラやセクハラの防止対策や相談窓口の設置など、社内での体制作りを行い、明るい職場環境づくりに取り組みましょう。



あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。NOハラスメント



岩手労働局は、

「ハラスメント対応特別相談窓口」

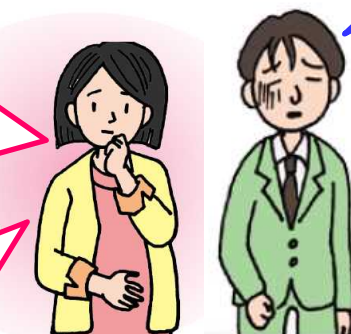
を開設しています！

厚生労働省では、**12月を「職場のハラスメント撲滅月間」**と定め、**セクハラ、マタハラ、パワハラ**などの職場のハラスメントに関し、働く人や企業の担当者などからの相談をお受けしています。

たとえば・・・

育児短時間勤務をしていたら同僚から「**あなたが早く帰る**せいで、まわりは迷惑している」と何度も言われた。

上司に妊娠を報告したら「**他の人を雇うので早めに辞めて**もらうしかない」と言われた。



皆の前で、ささいなミスを**大きな声で叱責**された。

必要以上に**長時間にわたり、繰り返し執拗（しつよう）**に叱られた。

先輩・上司に挨拶しても、**無視**され、挨拶もしてくれない。

ハ
ラ
ス
メ
ン
ト
と
感
じ
た
ら
！

はっきりと意志を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは、状況は改善されません。**「やめてください」「私はイヤです」とあなたの意思を伝えましょう。**

黙って我慢していると事態をさらに悪化させてしまうことがあります。また、問題を解決していくことが、同じように悩んでいる他の人を救うことにもつながります。

会社の窓口に相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題です。**会社の人**事労務などの相談担当者や信頼できる**上司に相談**しましょう。労働組合に相談する方法もあります。

社内に相談相手がいないときは、ひとりで悩まずに、**岩手労働局**に相談しましょう。

岩手労働局特別相談窓口

○ セクハラ・マタハラなどに関する相談

- ・相談先 岩手労働局雇用環境・均等室
- ・連絡先 電話 019-604-3010
- ・場 所 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階

就職活動中のセクハラや、カスタマーハラスメント（取引先や顧客等からの著しい迷惑行為）のご相談はこちら



○ パワハラに関する相談

- ・相談先 岩手労働局総合労働相談コーナー
- ・連絡先 電話 019-604-3002、フリーダイヤル 0120-980-783
(岩手県内の一般電話、公衆電話から通話ができます。)
- ・場 所 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階

◎ 各地域の総合労働相談コーナー（各労働基準監督署内に設置しています。）

盛岡相談コーナー	019-907-9221	宮古相談コーナー	0193-62-6455
花巻相談コーナー	0198-20-2310	釜石相談コーナー	0193-23-0651
一関相談コーナー	0191-23-4125	大船渡相談コーナー	0192-26-5231
二戸相談コーナー	0195-23-4131		

● セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

● マタニティーハラスメント（マタハラ）とは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことをいいます。

● パワーハラスメント（パワハラ）とは

令和4年4月から全ての企業に適用されています。

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者が就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）をいいます。

相談して
ください！

岩手労働局があなたのお力になります！

セクハラ、マタハラ、パワハラに関する相談に対し、岩手労働局では以下のような援助などを行っています。専門の相談員があなたと共に考え解決のお手伝いをします。

セクハラ、マタハラなどに関する相談

① 労働相談での対応

セクハラ、マタハラなどの相談をお受けしています。相談の内容により、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、その他適用される法令の説明をした上で、対処方法についてご相談に応じます。

② 労働局長による行政指導

労働相談に基づいて、法律違反の可能性が認められる場合、事業所に対し「行政指導」等を行い是正等を図ります。

③ 紛争の解決援助制度

労使の紛争状態を解決するため、①岩手労働局長による援助（助言、指導、勧告）を行い解決を図る方法と②弁護士等の調停委員が労使双方の話を聞き、調停により解決を図るものがあります。

パワハラに関する相談

① 労働相談での対応

パワハラ、労働条件、解雇などの相談を労働問題に精通した総合労働相談員がお受けします。

② 労働局長による助言・指導

相談者の申立に基づき、所属する事業主など紛争当事者に対し、個別労働紛争解決制度による「助言・指導」を行うことにより、紛争の解決を促進します。

③ あっせん制度

相談の内容により、「あっせん」又は「調停」を申請することができます。弁護士等の紛争調整委員が紛争当事者間の主張を聞き、調整を行いながら円滑に紛争を解決するものです。

<お問合せ先> 厚生労働省 岩手労働局雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階

TEL019-604-3010